

# 中小企業原油価格・物価高騰対応 支援事業補助金（第3回公募）

## 申請の手引

本手引は、沖縄県商工労働部中小企業支援課が実施する中小企業原油価格・物価高騰対応支援事業補助金交付要綱を補完するものです。

本手引に記載のない事項については、交付要綱を参照の上、県中小企業支援課（098-866-2343）へ確認してください。

### 【留意事項】

事業継続力強化計画を策定し、中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却）の利用を検討している事業者にあつては、本補助金の交付を受けた場合には当該税制を利用できなくなる可能性がありますので、税理士又は最寄りの税務署等に事前にご相談ください。

令和4年12月

沖縄県商工労働部中小企業支援課



(目次)

---

1	補助金の目的	1
2	補助対象となる事業者	〃
	補助の要件	〃
	補助対象外となる事業者	〃
3	補助対象事業	2
	補助対象となる設備の例	〃
	補助対象外となる設備の例	〃
	補助事業の実施期間	3
	補助率等	〃
4	上昇率の算定方法	4
5	実施スケジュール	5
6	交付申請について	6
	交付申請書の提出期限	7
	提出方法等	〃
	申請後の手続き	〃
7	実績報告について	8
	実績報告書の提出期限	〃
8	その他手続き等	9
	申請の取下げ	〃
	変更承認申請	〃
	補助事業者の変更	〃
	事故の報告	〃
	状況の報告	〃
	交付決定の取消し等	10
	財産の管理及び処分	〃
	補助事業の内容及び成果の公表	〃
9	様式等の記載例	11
	様式第1号別紙1	11
	様式第1号別紙2	12
	様式第1号別紙3	13
	更新予定設備の現況写真	14
	誓約書	15
10	F A Q	16

## 1 補助金の目的

この補助金は、原油価格及び物価高騰の影響に直面する県内事業者の省エネルギー化に資する設備の更新に要する経費の一部を補助することにより、県内事業者の事業の継続を図ることを目的としています。

## 2 補助対象となる事業者

### 補助の要件

次の3つの全てを満たす必要があります。

- ① 沖縄県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であること。
- ② 今年4月から7月までのいずれか1か月の原材料費又は光熱（水）費が、前年（度）平均よりも10%以上上昇していること。（※1）
- ③ 事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けていること。  
（※2・3）

※1 詳細は、P4に記載

※2 計画を策定し、沖縄総合事務局に承認認定申請書を提出していれば、補助金の申請は可能です。また、事業継続力強化計画の作成フォームへのログインに必要となるGビズIDアカウントについては、申請をしてから発行されるまで2週間ほどの期間を要することから、今年12月以降に新規でGビズIDアカウントの発行申請を行う事業者にとっては、アカウント発行申請中であることが確認できる資料を申請書に添付し、計画書の作成及び承認認定申請を翌1月中に行えば、補助金の申請は可能です。

※3 事業継続力強化計画の策定及び認定申請については、中小企業庁HPを参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

## 補助対象外となる事業者

---

上記の3つの要件を満たしている場合であっても、次のいずれかに該当する事業者は、補助対象外となります。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を、大企業に所有されている。
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業に所有されている。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。
- ④ 令和4年4月1日時点において、事業を開始した日から起算して1年を経過していない。
- ⑤ その他、補助金を交付することが適当でないとして知事が認める場合

例：経営的に関連する複数の企業による交付申請、営利活動を目的としていない事業者、法人税・所得税に係る所得申告義務を果たさない事業者、反社会的勢力と繋がりのある事業者、公共法人、政治団体、宗教団体 など。

## 3 補助対象事業

事業者が実施する事業所内の省エネルギー化に資する**設備の更新**に必要な経費の一部に対し、補助金を交付します。ただし、補助対象経費は、事業活動に直接用いる設備であると知事が認める経費に限ります。

### 補助対象経費となる設備の例（※更新のみ）

---

冷蔵・冷凍庫、エアコン、照明設備（LED電球等）、熱源設備、受変電設備、ボイラー、乾燥機、給湯設備、洗濯機、熱搬送動力設備（ポンプ・換気ファン等）、エネルギー・マネジメント・システム、太陽光発電 など。

**※事業に直接用いるものと認められる場合のみ、補助対象経費となります。**

## 補助対象外となる設備の例

新たに設備を購入する場合、故障等の事由により現在使用していない設備を更新する場合及びその修繕費用、リース物品に更新する場合、自動車等の購入費、テレビ、屋外で使用する設備、その他収益の増加を直接の目的とするもの など。

## 補助事業の実施期間

補助金の交付を受けるためには、補助対象経費について、補助金の交付申請に対する交付決定後に契約（発注）を行い、令和5年2月17日までに支払を完了させる必要があります。

## 補助率等

補助対象経費の区分	内容	補助率	上限額 下限額
設備購入費	省エネルギー化に資する設備本体の購入に要する経費	3/4以内	上限額50万円 下限額10万円
工事費	省エネルギー化に資する設備を事業所へ設置するに際し不可分となる工事に要する経費（当該設備の据付及び撤去に要する経費を含む。）		

注1 補助金額に、千円未満の端数が生じたときは、切り捨てます。

注2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含めません。

注3 他の補助金等の補助対象となる経費であって、かつ、当該補助金等の交付を受ける場合は、補助対象外となります。

注4 補助対象経費に補助率を乗じて得た額が10万円未満となったときは、交付申請をすることができません。

#### 4 上昇率の算定方法

この補助金の交付を申請するには、令和4年4月から7月までの任意の1ヶ月分の原材料費又は光熱(水)費のいずれか1つが、前年(度)平均額よりも10%以上上昇している必要があります。

個人事業者の場合 (※2021年の所得申告書を使用)

原材料費 又は 光熱水費 ÷ 12 月 = 1月当たり平均の額 (A)

原材料費 又は 光熱水費 (R4. 4~7の任意の1ヶ月) (B)

(B) ÷ (A) × 100 = 110以上であれば補助対象

(A)は、2021年の青色申告決算書又は収支内訳書の「仕入金額(製造原価)」欄又は「水道光熱費」欄を基に算出します。

(B)は、令和4年3月以降に支払義務が生じた任意の1ヵ月分の領収書等の金額になり、その仕分けは、実際に支払を行った月で整理します。この場合において、水道代は2ヵ月に1度の支払となるため、領収書等に記載される金額の半額を加算します。

(例) 令和4年7月分の光熱水費は、210,000円(水道代は半額を合算)
電気料金 100,000円(毎月15日締め。7月10日支払)
ガス料金 70,000円(月末締め。7月10日支払)
水道料金 80,000円(2ヵ月分。7月15日支払) ※6月分にも半額計上可

法人の場合 (※2020年度の所得申告書を使用)

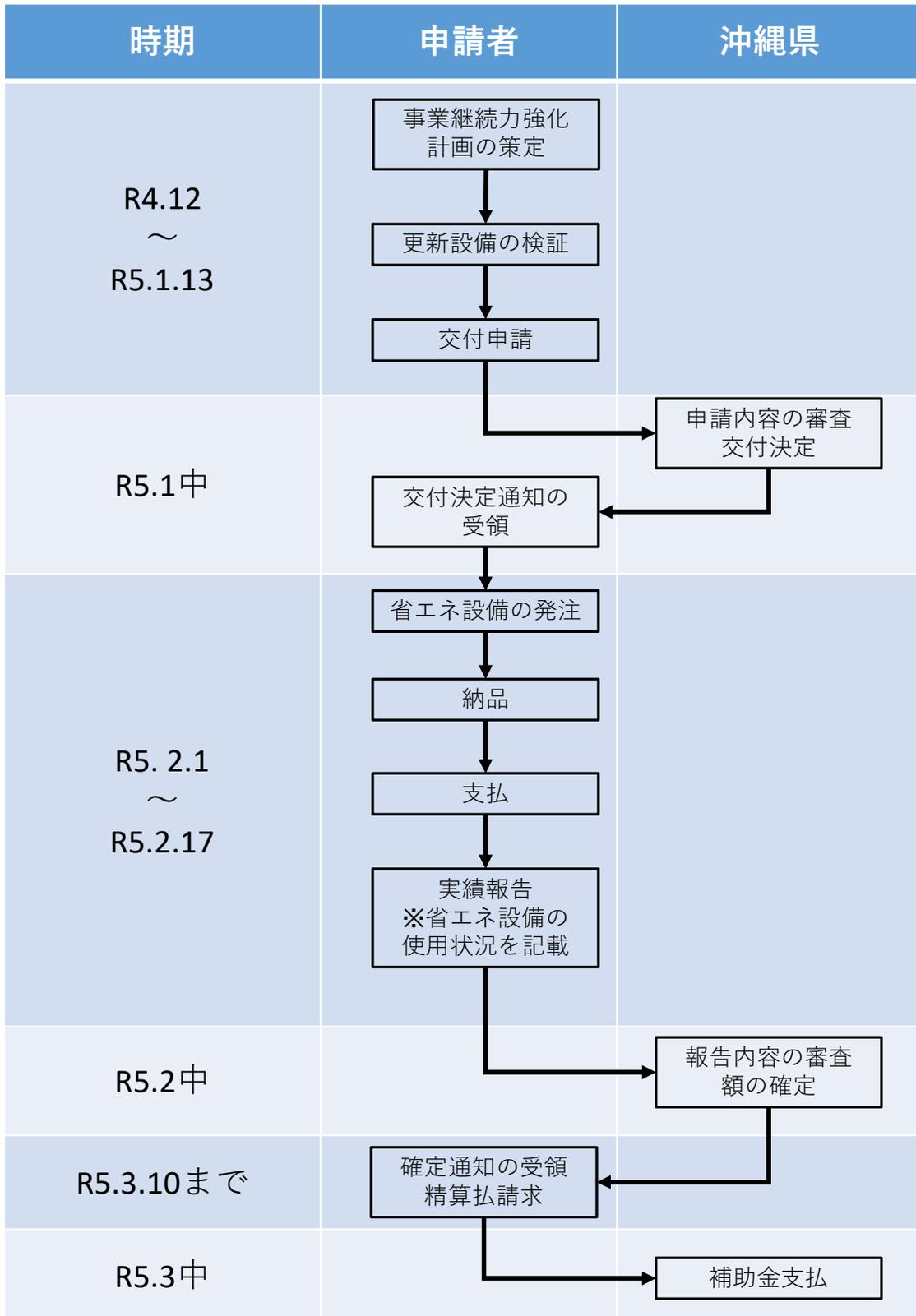
法人の場合の上記(A)は、2020年度決算の数値を用いてください。

具体的には、2020年中に開始する事業年度分の法人事業概況説明書の「原材料費(仕入高)」欄又は販売費及び一般管理費の計算内訳の「光熱費(水道光熱費)」欄を基に算出します。

また、上記(B)については、所得申告上「光熱費」で仕訳をしている事業者にあっては、水道代の領収書等の添付は不要です。

## 5 補助金の交付を受けるまでの流れ

実際のスケジュールは、前後する場合があります。



## 6 交付申請について

### 提出書類

以下の書類を1部提出してください。なお、申請書の控えは、申請者で準備し、保管してください。

	提出書類	法人	個人
1	補助金交付申請書（様式第1号）	○	○
2	申請者概要（様式第1号別紙1）	○	○
3	事業計画書（様式第1号別紙2）	○	○
4	収支予算書（様式第1号別紙3）	○	○
5	事業継続力強化計画書	○※1	○※1
6	省エネ設備の見積書（写し）	○※2	○※2
7	省エネ設備の相見積書（写し）	○※2	○※2
8	更新設備の仕様が確認できる資料（メーカーカタログ等）	○	○
9	申請に係る更新予定設備の現況写真（既存設備の写真）	○※3	○※3
10	県税に滞納のない納税証明書（全項目）	○※4	○※4
11	履歴事項全部証明書	○※5	
12	身分確認書類（写し）		○※6
13	2020年度法人税申告書（別表一）（写し）	○	
14	2020年度法人事業概況説明書（写し）	○	
15	2020年度決算報告書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳）（写し）	○	
16	2021年所得申告書B（写し）		○
17	2021年青色申告決算書又は収支内訳書（いずれか1つ）（写し）		○
18	R4.4～7の原材料費又は光熱（水）費の領収書等（写し）	○※7	○※7
19	債権者登録申請書	○	○
20	補助金振込先口座を確認できる通帳の写し	○※8	○※8
21	誓約書	○	○

※1 交付申請の段階では、沖縄総合事務局に認定申請を行った計画でも構いません。なお、交付金を受けるには、後日認定まで受ける必要があります。

※2 見積書は、原則、同じ型番の設備又は同程度の機能を有する設備について、経営的な関連性を有しない2者以上から徴することとし、より金額が低廉な方を補助対象とします。

※3 設備設置場所付近の全体、及び既存設備の正面・側面などを複数の角度か

ら撮影し、また、製品性能を示すラベルシールが貼られている場合は、記載内容を確認できるように撮影ください。

- ※4 県税事務所にて発行するもので、申請日から3ヶ月以内のものを添付ください。市町村では発行できませんので、ご注意ください。
- ※5 申請日から、3ヶ月以内に発行されたものを添付ください。
- ※6 マイナンバーカードの写しを添付する場合は、個人番号は黒塗りにしてください。
- ※7 法人であって、所得申告上、水道代を除く「光熱費」の費目で仕訳している事業者にあつては、水道料金の領収書の添付は不要です。
- ※8 通帳の表紙とその裏面（表紙の裏）の写しを添付ください。
- ※9 上記以外にも、必要に応じ、個別に関係書類の提出を求める場合があります。

P11~13に、交付申請書別紙の記入例を載せていますので、参照ください。

#### 交付申請書の提出期限

---

令和5年1月13日（金） 消印有効

※補助金の申請額が、予算の範囲を上回ることが見込まれたときは、上記期限よりも早く、申請の受付を終了することがあります。

#### 提出方法等

---

提出方法：郵送又は持参

提出先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部中小企業支援課

#### 申請後の手続き

---

交付申請書を審査した結果、申請内容が適当であると認められる場合は、令和5年1月中を目処に、交付決定通知を送付します。交付決定通知の受領後に設備の契約（発注）をし、同年2月17日中までに納品及び支払を完了させてください。なお、不採択となった事業者への連絡は行わないほか、審査の詳細に関する問い合わせについては対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

## 7 実績報告について

以下の書類を1部提出してください。なお、報告書の控えは、申請者で準備し、保管してください。

	提出書類	法人	個人
1	事業実績報告書（様式第7号）	○	○
2	事業実施結果報告書（様式第7号別紙1）	○	○
3	収支決算書（様式第7号別紙2）	○	○
5	事業継続力強化計画書（交付申請時に認定申請中だった場合のみ）	○	○
6	補助事業に係る契約書又は注文請書（写し）	○	○
7	補助事業に係る請求書及び納品書（写し）	○	○
8	補助事業に係る領収書等（写し）	○※1	○※1
9	更新後の省エネ設備の現況写真	○※2	○※2
10	設備導入前後のエネルギーの使用状況が確認できる領収書等	○※3	○※3

※1 銀行に提出した口座振替依頼書（銀行印のあるもの）により、代替することも可能です。

※2 設備設置場所付近の全体、及び更新後の設備の正面・側面などを複数の角度から撮影し、また、製品性能を示すラベルシールが貼られている場合は、記載内容を確認できるように撮影ください。

※3 事業実施結果報告書（様式第7号別紙1）の「3効果の測定」の裏付けとなる証憑資料を添付ください。

※4 上記以外にも、必要に応じ、個別に関係書類の提出を求める場合があります。

※5 実績報告書を作成するために用いた情報は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間保存しておかなければなりません。

### 実績報告書の提出期限

令和5年2月17日（金） 消印有効

※実績報告書の提出方法等は、交付申請（P7）と同じです。

## 8 その他手続き等

### 申請の取下げ

---

補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げるときは、交付決定通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取下げ届出書を提出してください。

### 変更承認申請

---

補助事業者は、事業の実施中に交付申請内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、速やかに県中小企業支援課へ報告の上、その指示に従い、事業計画変更承認申請書を提出してください。

### 補助事業者の変更

---

補助事業者は、相続、法人の合併、分割等により補助事業を承継する必要があることが見込まれるときは、速やかに補助事業者変更承認申請書を提出してください。

### 事故の報告

---

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書を提出してください。

### 状況の報告

---

補助事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、知事が定める期日までに事業遂行状況報告書を提出してください。

## 交付の決定の取消し等

---

補助事業者が、補助金交付要綱等に基づく知事の指示に違反した場合、補助事業に関し不正、怠慢その他不適切な行為をした場合などには、交付決定を取り消し、補助金の返還と加算金の納付を命ずることがあります。

## 財産の管理及び処分

---

補助事業者は、補助事業により取得した財産について、取得財産管理台帳を整え、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

また、1件当たり50万円以上の取得財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。

## 補助事業の内容及び成果の公表

---

知事は、補助事業の内容及び成果を公表することがあります。

また、補助事業者は、知事が補助事業の内容及び成果を公表するに際し、必要となる資料の提供に協力しなければなりません。

## 9 様式等の記載例

### 申請者概要（様式第1号別紙1）

様式第1号別紙1（第5条関係）

#### 申請者概要

商号又は名称	株式会社振興沖縄					
代表者	役職	代表取締役	ふりがな	おきなわ たろう		
			氏名	沖縄 太郎		
所在地	〒	会社電話番号	098(999)9999	担当者氏名	中小 花子	
	沖縄県那覇市1丁目234番地5 中小企業支援ビル5階					
メールアドレス	<a href="mailto:aaaaaa@aaaa.jp">aaaaaa@aaaa.jp</a>		ホームページURL	<a href="https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/index.html">https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/index.html</a>		
業種	食品製造業	事業内容	沖縄食材を使用した菓子、スイーツの製造・販売		事業資産等の状況	
資本金	10,000 (千円)				代表者個人から①、②を借用 ①工場用地1筆・建物1棟 ②代表者借入1,000万円	
設立年月	西暦 2000 年 1 月	決算月	3 月		直近年度資産・負債・発行株数	
経営状況	売上高	経常利益	従業員数(正規・非正規)		令和3年3月期 総資産 50,000千円 負債 35,000千円 純資産 15,000千円 発行株数1,000(①万円)	
2021年(度)	30,000 (千円)	3,000 (千円)	10 人 ( 5 )			
2020年(度)	直近3年(度)分の状況を記入すること。	4,000 (千円)	10 人 ( 4 )			
2019年(度)		2,500 (千円)	10 人 ( 3 )			
株主構成	株主名	関係	比率	製品・サービス名	比率	
	沖縄 太郎	現代表(父)	51.0 %	菓子(卸売)	80.0 %	
	沖縄 次郎	本人(長男)	30.0 %	菓子(店舗)	15.0 %	
	abc社	一般株主	10.0 %	菓子(WEB)	5.0 %	
	その他		9.0 %	その他	%	
	合計		100.0 %	合計 100.0 %		
主要販売先	会社名(所在地)	製品・サービス名	比率	会社名(所在地)	製品・サービス名	比率
	A社	せんべい	40.0 %	E社	食材	60.0 %
	B社	せんべい	20.0 %	F社	調味料	10.0 %
	C社	せんべい	20.0 %	G社	包材	15.0 %
	その他	アイス等	20.0 %	その他		15.0 %
	合計		100.0 %	合計 100.0 %		
(1) 企業等の沿革（創業の経緯、資本金・事業の推移）						
2000年 1月 資本金1,000万円で那覇1市にて創業			2020年 5月 福岡支店閉鎖			
2003年 4月 HACCP認証			2020年 6月 ○○補助金採択			
2010年 1月 福岡支店開設			(ECサイトの改修・SNS広告導入)			
2015年 6月 ものづくり補助金採択(アイス製造機械導入)						
(2) 主力商品・サービスの内容						
菓子類「琉球焼せんべい」「琉球紅イモせんべい」、スイーツ類「OROKUイモアイス」「OROKUイモパフェ」						
(3) 事業活動の概要						
銀行の創業融資を受け、資本金1,000万円、従業員1名で2000年3月に創業。2007年に返済完了してからは無借金経営を行っている。						
焼き菓子を中心に製造から販売までを自社で行っており、創業時から販売している「琉球焼せんべい」が主力商品で、売上全体の40%以上を占めている。						
2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大による観光需要の減少から、卸売・店舗売上は3割程度減少しており、新たにECサイトを立ち上げるなどの販路拡大を図るなどしているものの、直近の2020年度決算では約1,000万円の赤字を計上しており、売上原価の圧縮が急務となっている。						

# 事業計画書（様式第1号別紙2）

様式第1号別紙2（第5条関係）

事業計画書

株式会社振興沖縄

1 事業の目的等

原油価格・物価高騰対策に取り組む目的	原油価格・物価高騰による売上原価が上昇する中であっても、事業継続に必要な利益を確保することで、事業縮小による、お客様、取引先及び従業員への影響を極力少なくする。
原油価格・物価高騰による事業活動への影響	令和4年1月以降、電気料金の高騰により、対前年比で光熱費が平均〇%以上増加している状況にあり、また、コロナ禍による需要減少により店舗売上が〇%以上減少しているため、商品への価格転嫁による利益確保が難しい状況にある。これらの影響もあり、今期は〇〇〇千円の赤字を計上する見込みであることから、早急にコスト削減に取り組む必要がある。
解決に向けた取組	店舗内の照明を蛍光灯からLEDに更新するとともに、その運用改善に取り組むことで、年間〇%以上の電気代の節減が期待できる。これにより、損益分岐点以上の利益の確保に繋げる。

個人事業主：2021  
法人：2020

所得申告書から転記

原材料費、光熱費、光熱水費のいずれかを記入

2 原材料費又は光熱（水）費の上昇率

原油価格・物価高騰により上昇している費用		光熱水費	
前年（度）の光熱水費			
西暦	2020年（度）	800,000円	1月当たり平均 66,667円
今年7月の光熱水費			
対象月（2022年）	7月	90,000円	上昇率 35.0%

※「上昇率」欄が10%未満となる場合は、補助対象外

10.0%以上の場合に補助対象事業者

3 導入設備及び運用による改善の効果

4~7のいずれかを入力

実際の領収書から転記

削減に取り組むエネルギー料金		電気料
設備・運用の種別	概要	効果
設備	照明のLED化	店舗内の蛍光灯〇台を高効率LED照明に更新することにより、年間〇%以上の電気料金の節減が期待できる。
運用	営業時間内の一部消灯の実施	晴れの日には、全照明の〇%以下の点灯とすることで、更なる電気料金の節減に繋げる。

全て同じ月を入力

任意の単位を入力

4 効果の見込み

改善前のエネルギー使用量(A)	西暦	2022年	2月	1500.000 kWh
改善後のエネルギー使用量(B)	西暦	2023年	2月	1200.000 kWh
エネルギー使用量の増減(A-B)				△ 300.0000 kWh
改善前のエネルギー使用料金(C)	西暦	2022年	2月	80,000円
改善後のエネルギー使用料金(D)	西暦	2023年	2月	60,000円
エネルギー使用料金の増減(C-D)				△ 20,000円

※業者への問い合わせやカタログ等を基に、適切に推計すること。

5 実施スケジュール

項目	年月	令和4年		令和5年	
		12月	1月	1月	2月
事業継続力強化計画の策定		>>	>>	>	
業者の選定		>>	>>	>	
契約・発注				>	
設置（工事）				>>	>
補助事業に係る経費の支払				>>	>
稼働開始					>>>

※補助対象経費として認められるのは、補助金の交付決定後に契約及び発注したものに限り。

## 収支予算書（様式第1号別紙3）

様式第1号別紙3（第5条関係）

収支予算書

株式会社振興沖縄

### 1 収入

区 分	金 額	備 考
ア 自己資金	210,500 円	
イ 借入金	円	
ウ 県補助金	450,000 円	
エ その他	円	
オ 合 計	660,500 円	

※「ウ」欄は、「交付申請額」欄と合致させること。

### 2 支出

費 目	事業費		内 容
		うち補助対象経費	
設備購入費	500,500 円	500,500 円	LEDの購入費用
工事費	100,000 円	100,000 円	LEDの設置工事費
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
その他	円	円	
小 計	600,500 円	600,500 円	→補助対象経費計（税抜額）に記入
消費税額	60,000 円	60,000 円	
合 計	660,500 円	660,500 円	

### 3 補助金交付申請額

(1) 補助対象経費計（税抜）	600,500 円
(2) 交付申請額 (1)×3/4以内 又は 50万円のいずれか低い額	450,000 円

※「交付申請額」に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

更新予定設備の現況写真（業務用冷蔵庫の場合の例）

中小企業原油価格・物価高騰対応支援事業 既存設備の写真

事業者名 株式会社振興沖縄

1		<p>撮影日：R4.8.31 撮影場所：株式会社振興沖縄 厨房内</p> <p>厨房スペース全体の写真</p> <p>赤枠箇所が、今回更新を予定している業務用冷蔵庫（コールドテーブル）となる。</p>
2		<p>業務用冷蔵庫の正面</p> <p>平成10年4月に購入し、24年以上使用している。</p>
3		<p>庫内の写真</p>
4		<p>製品規格のラベル。</p> <p>業務用冷蔵庫である旨が明記。</p> <p>定格電圧100V、定格消費電力171/201W、圧縮機定格出力140W、有効内容積420L</p>

## 誓約書

### 誓 約 書

私は、中小企業原油価格・物価高騰対応支援事業補助金の交付を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 本事業において、規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、返還に応じます。
- 2 本事業に関する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管します。また、国及び県に、本事業に係る資料の提出を求められた際には、必ず提出します。
- 3 国及び県が本事業の実施状況、経理状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。
- 4 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものではありません。また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人ではありません。  
ア～キ (略)
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

沖縄県知事 殿

令和4年12月28日

点線枠内を、代表者が手書きで記入（署名）する場合は、押印省略可能です。

所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目234番地  
中小企業支援ビル5階

申請者名称 株式会社振興沖縄

代表者役職 代表取締役

代表者氏名 沖縄 太郎



## 10 FAQ

事業継続力強化計画とは、どのようなものですか。

事業継続力強化計画とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策などを記載するものです。

当該計画について、経済産業大臣（窓口は沖縄総合事務局）による認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、国の補助金の加算措置等を受けることができます。

事業継続力強化計画について、経済産業大臣に認定を申請した場合、認定されるまでどのぐらいの時間がかかりますか。

標準処理期間は、45日間となっております。

赤字により所得申告を行っていない場合は、補助対象外になりますか。

赤字などで、課税対象となる事業所得がなく2021年の所得申告を行っていない場合は、別途、住民税の申告書類（収受日日付の付いたもの）を添付の上、4月～7月の任意の1ヶ月の原材料費又は光熱費が、前年同月比で10%以上の上昇があったときは、補助対象事業者とします。